

論 点	内 容		
1 条例制定の方法	① 住民による条例制定の直接請求により議会で議決を得る。(自治法 74 条)	② 議員提案の条例案を議会で議決 (自治法 112 条 定数の 1/2 分の 1)	③ 首長が条例案を議会に提案し議決を得る (自治法 14 条・96 条)
	例) 鳥取県米子市、沖縄県、岐阜県御岳町、宮崎県小林町、沖縄県名護市、岡山県吉永町他	例) 高知県南川町、新潟県巻町、徳島県徳島市、兵庫県温泉町他	例) 高知県窪川町、宮崎県串間町、宮城県白石市、千葉県海上町、長崎県小長井町他
2 条例のタイプ	個別課題型 (個別の課題に応じて制定) * 住民の意思を確認する必要が生じた都度、住民の直接請求や議員又は首長による住民投票条例案の提出により、議会の議決を得て制定する。		常設型 (対象事項を明記して制定) * あらかじめ住民投票の対象となる事項や発議の方法、投票の取り扱いなどを条例として制定しておくもの。
	例) 合併住民投票条例、各地の特定施設建設の是非を問う住民投票条例など		例) 高浜市住民投票条例、旧岩国市住民投票条例、広島市住民投票条例ほか
3 条例のタイプによる特徴	① 個別の課題ごとに直接請求を行う。(制度の不安定さ) ② 有権者数の 50 分の 1 の署名により直接請求が可能である。 ③ 直接請求を行っても、条例案として議会の議決を得なければ実施できない。	① 制度として安定している。 ② 必要なときに迅速に対応できる。 ③ 個別型よりも多くの署名を集める必要があるが、署名が集まれば確実に住民投票が実施されること。(条例により有権者の 3 分の 1 から 10 分の 1 までの必要署名数を規定)	
4 住民投票の対象事項	個別の課題ごとに条例を制定する。(1 課題につき 1 条例となる)		あらかじめ条例に定めておく。 ① ポジティブリスト～対象となる事項を明記しておくタイプ ② ネガティブリスト～不可能な事項を明記しておくタイプ ③ 両者の併用型
5 住民投票請求の必要署名数	選挙権を有する者の 50 分の 1 以上の者の連署 (自治法 74 条第 1 項) による条例制定及び投票実施の請求		議会の解散や長および議員の解職の直接請求における 3 分の 1 (自治法 74 条ほか)、及び合併協議会の設置協議に関する住民投票の実施請求における 6 分の 1 (合併特例法 4 条 10・11 項) などの法定の住民投票実施要件との均衡に配慮するとともに、下限については、濫用を防ぐ等の視点も必要と思われる。
6 投票資格者	① 未成年者の扱い～条例の定め方によるが、一般に、選挙権に対応する権利であれば対象からはずされるが、通常は、発議や投票によって特別に未成年者に不利益をもたらすことはない上、未成年者の権利を守る観点から、含める考え方もある。また、国際的には、選挙権についても 18 歳以上とする国が多くなっているといわれている。		

	<p>【参考】</p> <p>奈井江町の合併住民投票の例では、高校生が投票、中学生が参考投票を行った例あり。高浜市では、18歳以上、大和市では16歳以上としている。</p> <p>② 外国人の扱い～住民として参加することは当然と考えられることから含める例が見られるが、選挙人名簿との関係で、滞在資格の確認と自由投票との関係をどのように制度的に調和するかの問題もある。</p> <p>③ 有資格者に関する選挙人名簿の管理体制の問題</p>
7 投票の成立要件	<p>① 投票率が一定以上（例、50%）にならないければ住民投票が成立しないとする成立要件を設けるかどうかの問題。合併住民投票では、50%の例が見られる。また、賛否いずれかの過半数の結果が投票資格者総数の3分の1以上に達した場合というものもある。</p> <p>② 住民投票に成立要件を設けることは、徳島市議会での吉野川河口堰の建設をめぐる住民投票条例の制定過程で、「住民投票の不成立」を意図した「組織的ボイコット戦術」として提案され、「やむをえない妥協」として生まれた「異常例」であり、「住民の意思表示」を「葬る策」として援用されたものであること。投票箱の内にあるのは「住民の意思」であり、住民意思を「闇から闇に葬る」のは「民主制の否認」である、とする意見もある（森 啓「市町村合併と住民投票」）。</p>
8 投票結果の拘束力	<p>① 投票結果の拘束力の扱いについて、拘束型と諮問型とに分けられるが、住民投票の結果が長等を拘束する（又は、住民投票の結果を団体の意思とする）仕組みを住民投票条例に規定することは違法である、とするのが通説であることから、諮問型（拘束力はないが、尊重することを規定する）とする例が多く見られる。</p> <p>② 投票結果の「尊重義務」の具体的な意味に関しては、議論もある。 （*参考：群馬中央バス事件最高裁判決における附属機関答申の「尊重義務」に関する見解など。最高裁（第一小）昭和50年5月29日判決）</p>
9 議員による発議について	<p>住民投票の発議に関して、議会については議会の意思決定により発議するものであり、議員による発議は、議員により発議するものを意味する。議会による発議と議員による発議をともに制度化した場合、前者を無意味なものとしてしまうことから、両者をともに制度化することは適当でないとも言われている。</p>

※ 最高裁判所民事判例集29巻05号0814頁、行政事件裁判例集18巻07号1014頁、訟務月報13巻10号1252頁

【参考資料】

- 1 今井 一「住民投票」岩波新書（2000年10月）
- 2 新藤 宗幸編著「住民投票」（ぎょうせい 1999年 5月）
- 3 地方六団体 地方分権推進本部「地方分権時代の条例に関する調査研究」の中間まとめII
（平成15年3月）
- 4 川崎市住民投票制度検討委員会・中間報告書（平成16年7月）
- 5 森 啓編著「市町村合併の次は道州制か」平成17年度地方自治土曜講座ブックレットNo.110
（公人の友社2006年4月）